

## 伊丹市不育症治療支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不育症の早期受診，早期治療を促進するとともに、不育症治療に要する費用の助成に関して必要な事項を定め、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「不育症」とは、2回以上の流産や死産，早期新生児死亡の既往があることをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす夫婦とする。

- (1) 当該助成に係る検査及び治療（以下「治療等」という。）の期間中、市内に住民登録を有し、法律上の婚姻をしていること。
- (2) 当該助成に係る治療等を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 不育症であると医師に診断されていること。
- (4) 前年（申請日が1月から5月までの場合は、前々年）の夫婦合算の所得額が400万円未満であること（所得の範囲及び額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の例による。）。
- (5) 申請に係る不育症の治療等を行った期間が、原則、当該年度の4月1日から3月31日までであること。
- (6) 申請に係る治療等について、他の自治体を実施する不育症の治療等の助成を受けていないこと。

### (助成内容)

第4条 助成の対象となる費用は、対象者が医療機関で受けた、医療保険が適用されない不育症の治療等に要した費用のうち、次に掲げるものに限る。

#### (1) 不育症の検査

##### ア 不育症のリスク因子の検査

一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピン $\beta_2$ グルコプロテイン I (CL $\beta_2$ GP I) 複合体抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgG 抗体
		抗カルジオリピン (CL) IgM 抗体
		ループスアンチコアグラント
夫婦染色体検査		
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗 PEIgG 抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
		抗 PEIgM 抗体(抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
	血栓性素因スクリーニング(凝固因子検査)	第XII因子活性
		プロテインS 活性もしくはプロテインS 抗原
		プロテインC 活性もしくはプロテインC 抗原
APTT (活性化部分トロンボプラスチン時間)		

イ 絨毛染色体検査

(2) 不育症の治療

ア 低用量アスピリン療法

イ ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む。）

2 助成する額は、前項各号に掲げる治療等に要した医療費の2分の1とする。

3 助成回数は、1年度に1回とする。ただし、通算助成回数は制限しない。

（助成の申請等）

第5条 対象者は、治療等を受けた日の属する年度内に、伊丹市不育症治療支援事業申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 伊丹市不育症治療支援事業受診等証明書（様式第2号）

(2) 前条第1項第2号に定める治療を受けている場合は、伊丹市不育症治療支援事業受診等証明書（薬局用）（様式第3号）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請のあったときは、速やかにこれを審査し、その結果を伊丹市不育症治療支援事業助成金交付決定通知書（様式第4号）又は伊丹市不育症治療支援事業助成金交付不承認決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成を受け、また受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

（実施上の留意事項）

第8条 本事業の関係者は、申請者の心理及びプライバシーの保護について十分配慮し、この要綱による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報取扱いを適切に行わなければならない。

2 市長は、助成状況を記録するため、台帳（様式第6号）を作成しなければならない。この場合において、転居等により以前の助成状況を把握する必要があるときは、過去の住所地へ照会するなど適宜確認を行うものとする。

（細則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（新型コロナウイルス緊急事態宣言による特例）

2 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものに対する本要綱第3条第2号の規定の適用については、当該規定中「43歳未満」とあるのは「44歳未満」とする。

付 則

この要綱は、令和2年6月2日より施行する。